

会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回東大和市国民健康保険運営協議会
日 時	令和5年11月13日（月） 午後1時30分から
会 場	東大和市役所 会議棟 1階 第1・2会議室
出席者	運営協議会委員16名（欠席1名） 健幸いきいき部長、保険年金課長 事務局2名 合計20名
公開 等 非公開	会議録等の 全部 秘密会の議決 有・ <input type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 非公開議決 一部
傍聴人	有・ <input type="radio"/>
配布資料	別紙のとおり
会議次第	日程第1 職務代理の選任 日程第2 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計決算について 日程第3 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について 日程第4 その他（報告）
会議の記録	別紙会議録のとおり
備考	

尾崎会長	<p>皆さん、こんにちは。当会議の会長の尾崎と申します。</p> <p>ぜひ皆様方ご協力の程よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
川口部長	<p>改めまして、委員の皆さま、こんにちは。健幸いきいき部長の川口でございます。会議の始まる前ですが、当協議会の委員及び事務局の職員の交代がございましたので、ご報告したいと思ひます。</p> <p>まず、委員の交代であります。2名の方が交代されております。本日お手元に名簿をお配りしてございますので、ご覧いただきたいと存じます。まず、お一人目は保険医等代表でございました辻亮作委員が、令和5年6月24日をもって、東大和市の医師会会長にご就任されたことに伴い、辞任をされました。後任には、佐藤長人委員をお願いいたしまして、同日付けで、ご就任の承諾をいただいております。お二人目ですが、公益代表でございました根岸俊彦委員が、令和5年5月1日付けで辞任されております。後任には、木下富雄委員をお願いいたしまして、令和5年5月23日付けで、ご就任のご承諾をいただいております。任期につきましては、前任者の残任期間である令和6年3月31日までとなっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>続きまして、その2名の委員の方への委嘱状の交付をさせていただきたいと思ひます。本来であれば、市長により委嘱状をお渡しするところではありますが、本日他の公務で、大変申し訳ないのですが、この協議会の出席が難しいということですので、僭越ながら私が代役を務めさせていただきますので、ご了承願ひたいと思ひます。</p> <p>(委嘱状交付)</p>

川口部長	<p>それでは新しく委員にご就任いただきました木下委員と佐藤委員から、それぞれ一言ずつご挨拶いただきたいと思います。</p> <p>(委員より挨拶)</p>
川口部長	<p>次に、市の事務局の職員を紹介させていただきます。</p> <p>(各職員の紹介)</p>
尾崎会長	<p>それでは、ただいまから国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。議事に入ります前に、事務局から本日の出欠状況をご報告いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>本日の出席委員でございますが、委員総数17名中、出席委員16名でございます。東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条の規定に基づき、委員の定数の2分の1以上のご出席があり、また各区分から1名以上の出席があることから、会議は成立しております。以上でございます。</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それではお手元にお配りしております資料に基づきまして、次第により進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1「職務代理の選任」について、これを事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(職務代理の選任について説明)</p> <p>(職務代理について選任)</p>
尾崎会長	<p>それでは日程第2「令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計決算について」でございます。事務局より説明をお願いします。</p>

吾郷課長

保険年金課長の吾郷でございます。よろしくお願いいたします。失礼ながら、引き続き着座にて会議を進めさせていただきます。

それでは、日程第2「令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計決算」について、ご報告を申し上げます。初めに、歳入でございます。歳入につきましては、表の中ほどの令和4年度収入済額「C」の欄と、一番右側の令和4年度と令和3年度の収入済額の差額「C-D」の欄を中心に、各款ごとにご説明申し上げます。まず、第1款です。国民健康保険税については、収入済額19億1,474万9,805円で、令和3年度に比べ、6,908万2,505円の増額であります。国民健康保険税率等の改定や収納率の向上等によりまして、歳入の増となりました。

下段の表をご覧くださいまして、国民健康保険税の収納率についてご説明を申し上げます。収納率につきましては、令和4年度の現年課税分につきましては97.1%、こちら令和3年度に比べまして0.4ポイントの増です。同じく令和4年度の滞納繰越分は35.3%、令和3年度に比べまして1.3ポイントの増となりました。令和4年度の合計では92.9%、令和3年度に比べまして1.7ポイントの増となっております。以上が収納率です。

上の歳入の表にお戻りいただきたいと思います。第2款の使用料及び手数料は、実績がございませんでした。第3款、国庫支出金についても、実績はございませんでしたので、前年度に比べて、900万円の皆減となっております。令和3年度では新型コロナウイルス感染症の影響を起因として、収入が一定程

度減少した被保険者に対する保険税の減免施策につきまして、国からの交付金がありました。こちら令和4年度では都からの交付金に変更になったことから、減となっております。続きまして、第4款の都支出金は、収入済額56億4,631万9,151円で、前年度に比べ、2億3,079万1,852円の減となっております。令和3年度と比較して減となっておりますが、主な要因としましては、市が支出する医療給付費は、東京都から全額、交付金が交付されることとなっております。令和4年度の医療費が大きくそこで関連してくることになります。令和3年度がコロナ禍による受診控えの反動によって、給付費が多くなっていました。しかし、令和4年度はその反動が落ち着き、保険給付費が減少になったことから、これに伴って交付金の歳入も減となったものであります。続いて第6款です。繰入金は、収入済額10億2,621万3,735円で、令和3年度に比べ、3,007万310円の増でございます。委員の皆さまのご理解、ご協力によりまして、一般会計からの赤字補填のための繰入金は、令和4年度におきましても着実に減少をしております。しかしながら、令和4年度におけるコロナ禍の影響や、被用者保険の適用拡大の影響などの補填のため、約2億4,609万円を国民健康保険事業運営基金の取り崩しによって繰り入れたことや、令和4年度から新たに創設された未就学児の均等割軽減に対する繰入金の改造などによりまして、結果的に増となっております。続いて第7款です。繰越金については、令和3年度決算における歳計剰余金となりますが、収入済額3億8,652万47円で、令和3年度に比べ、1億1,640万2,227円の増でございます。第8款、諸

収入は、国民健康保険税の延滞金等の歳入になりますが、こちらは収入済額3,056万4,148円で、令和3年度に比べ、335万1,247円の増でございます。

以上のように、令和4年度の歳入合計は、収入済額90億437万4,005円で、令和3年度に比べ、2,089万4,686円の減であります。

1枚おめくりいただきまして、歳出のページをご覧ください。歳出につきましては、令和4年度支出済額「B」の欄を、各款ごとにご説明申し上げます。第1款、総務費は、支出済額1億2,371万2,149円であります。内容は、職員の人件費、窓口業務等の委託料、レセプト点検等の委託料、また、納税通知書等の郵送料など、国民健康保険の事務執行に係る経費であります。続いて第2款です。保険給付費は、支出済額54億646万2,602円であります。医療給付費及び出産育児一時金並びに葬祭費等を内容とするもので、歳入でもご説明いたしましたが、令和3年度に比べ、医療費の減少により、2億193万436円の減となりました。続いて第3款です。国民健康保険事業費給付金は、25億8,984万640円であります。国民健康保険の広域化により、財政運営の責任主体となった東京都への納付金で令和3年度と比べて、1億2,216万2,876円の増額となっております。続いて第4款です。共同事業拠出金は、支出済額179円であります。こちらは、国民健康保険団体連合会に支払う事務費であります。続いて第5款です。保健事業費は、支出済額1億1,049万833円であります。レセプトデータを活用した保健事業の経費、及び特定健康診査、特定保健指導を実施するための経費、東大和市

ロンドみんなの体育館との連携事業にかかる経費等でございます。続いて第6款です。諸支出金は、支出済額4億6,150万5,366円であります。令和3年度の決算の精算による返還金、被保険者資格喪失等に伴う国民健康保険税の還付金等、一般会計の繰出金が内容となっております。続きまして第7款です。予備費については、国の補助金の返還金に予算の不足が生じ、第6款の諸支出金の予算に136万6,000円を充当いたしました。そのことから、当初予算では300万円あった予備費の予算は、163万4,000円となっております。

以上のように、令和4年度の歳出合計は、支出済額8億9,201万1,769円で、令和3年度に比べて、5,326万3,125円の増となっております。

最後に表の一番下段をご覧ください。ただいまご説明申し上げました、歳入総額と歳出総額の差額により、実質収支額は、3億1,236万2,236円でございます。

決算の内容は以上でございますが、この決算に際して実施されました監査委員による監査についてご報告させていただきます。監査委員から個別の留意事項といたしまして、東大和市国民健康保険出産費資金貸付基金等について、ご意見がありました。東大和市国民健康保険出産費資金貸付基金は、出産育児一時金の受給が見込まれる世帯主に対し、一時金の支給を受けるまでの間、医療機関等に係る費用を貸し付ける制度のため設けられております。しかし、医療機関等が世帯主に代わり、直接出産育児一時金を受け取る直接支払制度が開始されたことから、平成25年度を最後に利用者がおられません。このことから、基金の在り方について検証を求めるご意見がございまし

<p>尾崎会長</p>	<p>た。また、平成25年度に貸し付けた方で、27万円の未償還がございます。こちらについて関連法令に基づきまして適切に処理をするようご意見がありました。このことについて、他市へ調査等行い、状況を確認した上で、基金のあり方や未償還の貸付の処理について、今後検討してまいりたいと考えております。検討の結果、出産費資金貸付基金を廃止することとなった場合は、本協議会への諮問と答申が必要になるものと考えてございます。今後の検討事項ではございますが、次回開催の運営協議会への諮問等をお願いする場合がございますので、あらかじめご報告させていただきます。説明は以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。それではただいまのことにつきまして、皆さまからご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。何かあればお願いしたいと思います。</p> <p>(質問なし)</p> <p>よろしいでしょうか。それでは先に進めさせていただきたいと思います。ご意見もないようですので、「日程第2 令和4年度東大和市国民健康保険事業特別会計決算について」を終了とさせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、「日程第3 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を進めていきたいと思います。説明をお願いします。</p>
<p>吾郷課長</p>	<p>続きまして、「日程第3 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、ご報告申し上げます。まず、全体の補正額でございます。表の一番下の歳入合計欄及び歳出合計欄の補正額の欄でございますが、歳入歳出それぞれ、2億1,365万9,000円の増額となつてご</p>

ございます。初めに左側の表の歳入でございます。第1款、国民健康保険税は、9,870万2,000円の減額であります。7月の国民健康保険税の本算定の結果、予算見込みより課税所得が減少し、また被保険者も減少した影響によりまして、保険税の歳入見込み額が減少し、減額をしております。第7款、繰越金は、先ほど日程第2で申し上げたところですが、令和4年度の決算に伴い、歳計剰余金が確定しましたことから、前年度繰越金として、3億1,236万1,000円を増額したものであります。

以上のように、歳入の補正額といたしまして、2億1,365万9,000円を増額したものでございます。

続いて右側の表、歳出でございます。第6款、諸支出金は、主に令和4年度の決算に伴う内容といたしまして2億1,365万9,000円を増額したものであります。令和4年度に交付された交付金の精算に伴う返還金で9,011万円、一般会計へ繰り出す分といたしまして、2,057万9,000円、東大和市国民健康保険事業運営基金費へ一時的に積み立てる分といたしましては、1億297万円となっております。

以上のように、歳出の補正額は、2億1,365万9,000円を増額したものであります。これにより、補正後の歳入、歳出それぞれの予算総額は、90億6,569万6,000円となりました。申し遅れましたが、日程第2の令和4年度の決算、それから今ご説明させていただいた日程第3の第1号補正予算につきましては、いずれも9月の議会に上程し、承認をいただいております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。それではただいまの件につきまして、ご質問を受けたいと思います。皆さまいかがでしょうか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>よろしいでしょうか。これにて「日程第3 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を終了とさせていただきます。</p> <p>続きまして、「日程第4 その他」として、事務局から何かございますでしょうか。</p>
吾郷課長	<p>事務局からですが、特に資料等ございませんが、私から3点ほどご報告をさせていただきます。</p> <p>まず1点目です。1点目は産前産後の免除措置について説明させていただきます。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産予定がある国民健康保険の被保険者、及び出産した国民健康保険の被保険者に対し、産前産後の期間の国民健康保険税について、免除措置を講じる制度を開始いたします。そのため、東大和市国民健康保険税条例の一部改正を予定しております。主な内容といたしましては、出産予定がある国民健康保険の被保険者、及び出産した国民健康保険の被保険者の国民健康保険税の所得割及び均等割について、出産の予定日もしくは出産日が属する月の前月から、出産の予定日もしくは出産日が属する月の翌々月までの計4か月間免除をいたします。令和6年1月1日から開始をいたします。</p> <p>2点目につきましては、東大和市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画についてです。</p>

本計画は、国民健康保険の被保険者の健康の保持・増進に資することを目的に、効率的及び効果的な保険事業を実施するため策定をしており、現在の計画期間が平成30年度から令和5年度までであるため、次期計画の策定を進めております。

新たな計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間となっております。今後の予定としては、令和5年12月に概要案を作成いたしまして、令和6年2月にパブリックコメントを実施し、令和6年3月に策定を予定しております。策定を終えましたら、委員の皆さまに配布をさせていただきます。

最後に、東京都国民健康保険運営方針の改定についてです。東京都国民健康保険運営方針とは、国民健康保険に関する事務を都区市町村が共通認識の基で実施し、安定的な財政運営及び区市町村が担う事業の広域化・効率化を推進するための統一的な方針となっております。現在の方針の期間が令和3年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。東京都において現在、改定作業を進めております。改定内容としましては、将来的には保険料水準の統一を目指してございまして、まずは東京都国民健康保険事業費納付金ベースの統一を目指すなど、検討がされている最中です。また詳しい内容が決まりましたら、情報提供いたします。私からは以上となります。

尾崎会長

どうもありがとうございました。それでは委員の皆さまのほうから、何かご質問あればお受けしたいと思います。

(質問なし)

よろしいでしょうか。ないようでございますので、「日程第4 その他」を終了とさせていただきます。

それでは以上を持ちまして、本日の日程を全て終了とさせて

	<p>いただきます。また次回の日程につきましては、来年の1月から2月ごろを予定しておりますが、事務局から開催についてお知らせを届けたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それではただ今を持ちまして、本日の運営協議会をこれにて閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。</p>
--	--